

【参考訳】

2024年8月2日

国際会計基準審議会 御中

**IASB 公開草案 (ED/2024/3)**  
**「再生可能電力に係る契約 (IFRS 第9号及び IFRS 第7号の修正案)」**  
**に対するコメント**

1. 企業会計基準委員会（以下「我々」という。）は、2024年5月に公表された国際会計基準審議会 (IASB) の IASB 公開草案 (ED/2024/3) 「再生可能電力に係る契約 (IFRS 第9号及び IFRS 第7号の修正案)」 (以下「本公開草案」という。) に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、再生可能電力に係る契約に関する会計上の問題に対処することへの高まるニーズにこたえるため IASB がプロジェクトを実施することは支持する。しかし、我々は IASB が問題に対処するために提案している方法には懸念を有している。

**(再生可能エネルギー証書 (RECs) の会計処理)**

3. 我々は、IASB が検討対象としている再生可能電力に係る契約は、再生可能エネルギー証書 (Renewable Energy Certificates。以下「RECs」という。) (又はこれに相当するもの、以下同じ。) の受渡しを含むものがほとんどであり、特に購入者においては、RECs の受渡しが再生可能電力に係る契約の主たる目的である場合が多いと理解している。しかし、IASB は、RECs の会計処理について、本プロジェクトを不必要に遅らせることを回避すること、及び排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトの中で取り扱うことを理由として本プロジェクトの範囲に含めないことを決定した。
4. RECs の会計処理をこのプロジェクトの範囲に含めないという IASB の決定は、以下の点を当然の前提としていることによる。
  - (a) RECs の受渡しを含む再生可能電力に係る契約には、(i) 電力を受け渡す契約を表す構成要素と (ii) RECs を受け渡す契約を表す構成要素の2つが含まれる。
  - (b) (a) の2つの構成要素は、別個に会計処理すべきである。
  - (c) 電力を受け渡す契約を表す構成要素の会計処理は、もう一つの構成要素の会計処理を考慮せずに決定できる。

5. しかし、我々は、多くの企業（購入者）は、電力の市場価格の変化から生じる変動性を低減させるというよりも、RECs を購入する目的でバーチャル電力購入契約（以下「バーチャル PPA」という。）を締結しており、その観点から、バーチャル PPA については、RECs と企業が RECs を取得するために支払う必要がある金額である変動対価とを交換する単一の構成要素の取引とみることができると考えている。
6. 我々は、バーチャル PPA は現行の IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）に従ってデリバティブの定義を満たすと考えられ得るが、IASB が IFRS 第 9 号における現在の要求事項を開発した際には、PPA のような取引は想定されていなかったことに留意している。バーチャル PPA を変動対価による通常の RECs の購入とみるのであれば、バーチャル PPA をデリバティブとしてではなく、未履行契約として会計処理した方が、バーチャル PPA の経済的実質をより忠実に表現することができると思う。
7. また、我々は、仮にバーチャル PPA が未履行契約として会計処理されるのであれば、バーチャル PPA の会計処理はフィジカル電力購入契約（以下「フィジカル PPA」という。）の会計処理と整合する可能性が高いことにも留意している。
8. 加えて、仮に 2 つの構成要素が別個に会計処理される場合であっても、対価の合計を当該 2 つの構成要素に配分しなければならず、どのように配分するかは各構成要素がどのように会計処理されるかに依存する。我々は、電力を受け渡す契約を表す構成要素にどのように対価を配分するかは、RECs の会計処理によっても変わるため、明らかではないと考えている。
9. 上記の議論に基づき、我々は、IASB が RECs をプロジェクトの範囲外とすることについては支持しない。一方、我々は、特定の法域において緊急性の高いニーズがあることは理解しており、IASB がそのようなニーズに対処することには反対しないが、IASB が本プロジェクトは暫定的な対応を提供するものであることを明確にすることを提案する。我々は、IASB は、中長期的なプロジェクトとして RECs の会計処理を含めた再生可能電力に係る契約の会計処理を再検討すべきであり、今後公表される修正の中で、中長期的なプロジェクトの結果によっては、暫定的な対応が見直される可能性があることを示すべきであると思う。

#### **（本公開草案で提案される開示要求）**

10. 我々は、本公開草案で提案される開示要求のうち、特に IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 42U 項及び第 42V 項で提案されている開示要求、特に販売又は購入した電力の合計に対する当該契約の対象となっている再生可能電力の比率、及びこれらの契約が企業の電力消費コストに与えた影響に係る開示要求について、別紙の第 20

項から第 22 項で説明しているように開示目的に見合ったものとなっていないことから、強い懸念を有している。そのような情報は、サステナビリティ関連情報とみなされる可能性がより高く、注記を含め財務諸表に含まれる情報ではないと考える。

11. IASB が、RECs の会計処理を本プロジェクトの範囲に含めない基準修正は暫定的な対応であることを明確にすることを前提とした場合の、個々の質問に対する回答は、別紙を参照されたい。
12. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜  
企業会計基準委員会 委員長

**本公開草案における個々の質問に対するコメント**

本公開草案で求められている個別の質問に対する我々のコメントは、次のとおりである。

**質問 1—修正案の範囲**

IFRS 第 9 号の修正案の 6.10.1 項から 6.10.2 項は、修正案の適用を特定の特徴を有する再生可能電力に係る契約のみに限定するとしている。

提案している範囲は、他の契約の会計処理に対する意図しない影響を限定しつつ、利害関係者の懸念（本公開草案に関する結論の根拠の BC2 項に記述している）に適切に対処するものであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案のどの側面に反対しているのかを明示されたい。その代わりに何を提案するのか、また、その理由は何か。

**(修正案の範囲)**

1. 我々は、特定の特徴を有する再生可能電力に係る契約に提案された修正の範囲を限定する方向性に同意する。IASB が対応を意図している問題は、特定の電力購入契約（Power Purchase Agreement。以下「PPA」という。）にのみ関連しており、IASB は修正の範囲を明示的に限定することにより、意図しない結果を回避することができると思う。
2. さらに我々は、修正の範囲に含まれる再生可能電力に係る契約の定義を、供給の時期又は数量を保証できない点、及び購入者が再生可能電力の生産量の変動から生じるリスクを実質的にすべて負担する点に着目して開発する方法にも同意する。

**(本公開草案 6.10.1 項 (b) における「生産量買取」の特徴及び「数量リスク」の用語)**

3. 本公開草案の 6.10.1 項 (b) は、「生産量買取 (pay-as-produced)」や「数量リスク」といった IFRS 会計基準書以外でも一般的に使用される用語を使用している。本公開草案では、これらの用語を本修正の範囲に含まれる再生可能電力に係る契約を定義するために特定の意味で使用している。
4. 我々は、当該用語が企業の財務諸表又は将来の IFRS 会計基準書において別の意味で使用される可能性を懸念している。その場合、これらの用語が実務において誤解又は不整合を招く可能性があると考えている。したがって、我々は本公開草案の範囲を IASB が定義するにあたり、本公開草案に含まれる契約を例えば「契約上、購

入者が電力需要にかかわらず発電された電力の全体又はその比例的部分を引き取り、当該電力に対する対価を支払う義務を負う」など、より具体的に記述することを提案する。

#### (再生可能エネルギー証書 (RECs) の会計処理)

5. 我々は、IASB が検討対象としている再生可能電力に係る契約は、RECs (又はこれに相当するもの、以下同じ。) の受渡しを含むものがほとんどであり、特に購入者においては、RECs の受渡しが再生可能電力に係る契約の主たる目的である場合が多いと理解している。しかし、IASB は、RECs の会計処理について、本プロジェクトを不必要に遅らせることを回避すること、及び排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトの中で取り扱うことを理由として本プロジェクトの範囲に含めないことを決定した。
6. RECs の会計処理をこのプロジェクトの範囲に含めないという IASB の決定は、以下点を当然の前提としていることによる。
  - (a) RECs の受渡しを含む再生可能電力に係る契約には、(i) 電力を受け渡す契約を表す構成要素と (ii) RECs を受け渡す契約を表す構成要素の 2 つが含まれる。
  - (b) (a) の 2 つの構成要素は、別個に会計処理すべきである。
  - (c) 電力を受け渡す契約を表す構成要素の会計処理は、もう一つの構成要素の会計処理を考慮せずに決定できる。
7. しかし、我々は、多くの企業 (購入者) は、電力の市場価格の変化から生じる変動性を低減させるというよりも、RECs を購入する目的でバーチャル電力購入契約 (以下「バーチャル PPA」という。) を締結しており、その観点から、バーチャル PPA については、RECs と企業が RECs を取得するために支払う必要がある金額である変動対価とを交換する単一の構成要素の取引とみることができると考えている。
8. 我々は、バーチャル PPA は現行の IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。) に従ってデリバティブの定義を満たすと考えられ得るが、IASB が IFRS 第 9 号における現在の要求事項を開発した際には、PPA のような取引は想定されていなかったことに留意している。バーチャル PPA を変動対価による通常の REC の購入とみるのであれば、バーチャル PPA をデリバティブとしてではなく、未履行契約として会計処理した方が、バーチャル PPA の経済的実質をより忠実に表現できると考える。

9. また、我々は、仮にバーチャル PPA が未履行契約として会計処理されるのであれば、バーチャル PPA の会計処理はフィジカル電力購入契約（以下「フィジカル PPA」という。）の会計処理と整合する可能性が高いことにも留意している。
10. 加えて、仮に 2 つの構成要素が別個に会計処理される場合であっても、対価の合計を当該 2 つの構成要素に配分しなければならず、どのように配分するかは各構成要素がどのように会計処理されるかに依存する。我々は、電力を受け渡す契約を表す構成要素にどのように対価を配分するかは、RECs の会計処理によっても変わるため、明らかではないと考えている。
11. 上記の議論に基づき、我々は、IASB が RECs をプロジェクトの範囲外とすることについては支持しない。一方、我々は、特定の法域において緊急性の高いニーズがあることは理解しており、IASB がそのようなニーズに対処することには反対しないが、IASB が本プロジェクトは暫定的な対応を提供するものであることを明確にすることを提案する。我々は、IASB は、中長期的なプロジェクトとして RECs の会計処理を含めた再生可能電力に係る契約の会計処理を再検討すべきであり、今後公表される修正の中で、中長期的なプロジェクトの結果によっては、暫定的な対応が見直される可能性があることを示すべきであると考えている。

#### **(修正の記載場所)**

12. 本公開草案では、IASB は IFRS 第 9 号の最終化のための草案を作成する際に、修正案の記載場所をさらに検討するとしている。
13. 我々は、IFRS 第 9 号の一般的な要求事項の例外を定める本修正案は、特定の再生可能電力に係る契約のみに適用されるものと理解している。このため、我々は、修正案が IFRS 第 9 号の一般的な要求事項に対する例外を導入するものであることを明確にするために、すべての修正案を一か所にまとめるべきであると考えている。なお、我々は、要求事項の範囲が狭く設定されていることを踏まえ、再生可能電力に係る契約に関する会計処理及び開示に適用される別の規範性のある文書を開発し、再生可能電力に係る契約を IFRS 第 9 号の適用範囲から除外することが、修正案の記載場所についてのより良い解決策であるとも考えている。

#### **(IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に対する修正案の適用)**

14. 本公開草案では、IFRS 第 9 号の要求事項が適用される契約のみに提案された修正の適用範囲を限定している。しかしながら、我々は、IASB は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）の要求事項についても、IFRS 第 9 号の修正案と同様に修正すべきと考える。なぜなら、IAS 第 39 号を適用している



企業に関しては再生可能電力に係る契約に関連する会計上の問題が解決されないこととなるからである。

#### 質問 2—「自己使用」の要求事項

IFRS 第 9 号の修正案の 6.10.3 項は、所定の特徴を有する再生可能電力の購入及び引渡しを受ける契約に IFRS 第 9 号の 2.4 項を適用する際に企業が考慮することを要求される要因を含んでいる。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案のどの側面に反対しているのかを明示されたい。その代わりに何を提案するのか、また、その理由は何か。

15. 我々は、非金融商品に関連する契約をデリバティブとして会計処理することを要求する一般的な要求事項の例外である IFRS 第 9 号における自己使用の要求事項に対する例外を導入する IASB の提案には基本的に賛成しない。しかし、修正の範囲を明示的に限定することが提案されていること、及び別紙の第 11 項に記載のとおり、本修正は暫定的な対応であると考えていることを踏まえて、自己使用の要求事項に関する基準修正を進めることには反対しない。

#### (自己使用の要求事項を適用するために考慮すべき要素)

16. 我々の理解では、自己使用の要求事項に対する修正案の目的は、電力の供給と引渡し時の需要の不一致を理由とする余剰電力の売却が生じ得ることを除けば、IFRS 第 9 号 2.4 項における自己使用の要求事項が適用される他のタイプの契約と整合する目的で再生可能電力に係る契約が保有される場合について、企業に自己使用の要求事項に対する例外を適用することを認めることであると考えている。
17. 前項の我々の見解を踏まえた IFRS 第 9 号 6.10.3 項に提案されている要求事項に対する我々のコメントは、以下のとおりである。
- (a) 我々は、IASB が企業に対して本公開草案における IFRS 第 9 号 6.10.3 項の(a)及び(b)に提案されている要素について、契約の開始時だけでなくその後の各報告日においても考慮することを要求することに同意する。なぜなら、再生可能電力に係る契約の多くは長期の契約であり、契約期間にわたって見込まれる発電量及び使用量は変動することが予想されるためである。
- (b) 我々は、本公開草案における IFRS 第 9 号 6.10.3 項の(a)並びに(b) (i)及び

(b) (ii) で提案されている要素について同意する。なぜならこれらの要素は IFRS 第 9 号の 2.4 項の自己使用の要件が適用される他のタイプの契約と整合する目的で保有される再生可能電力契約を適切に識別するものであると考えるからである。

(c) 我々は、以下の理由から、IFRS 第 9 号の 6.10.3 項(b) (iii)における要素を含めるという IASB の提案には同意しない。

(i) 我々の理解では、IFRS 第 9 号 6.10.3 項(b) (iii)の要素は再生可能電力に係る契約が自己使用の例外を使って会計処理される場合をより限定するものであると考える。なぜなら、IFRS 第 9 号 6.10.3 項(a)は、過去の売却の事実にかかわらず、将来引き渡されると見込まれる数量が契約の残存期間にわたって、企業の予想される電力の引渡しを考慮することを要求している一方で、IFRS 第 9 号 6.10.3 項(b) (iii)では、企業が過去に再生可能電力を売却した場合にのみ、過去の売却量に見合う電力の追加購入を考慮することを要求しているためである。

(ii) 我々は、電力供給量は自然に依存して変動し、購入者の電力需要及びそのタイミングについても変動することを考慮すると、需要と供給のミスマッチが生じる状況及びミスマッチの解消は様々な理由によって生じると理解している。したがって、我々は、例えば、予想供給量が予想需要量を継続的に上回る場合や、超過需要に対する市場からの購入の後に電力の売却が生じる場合には、過去の電力売却量に見合う追加的な電力の購入が行われないことも想定され得ると考えている。

(iii) 上記の理解に基づき、我々は、IFRS 第 9 号 6.10.3 項(b) (iii)で提案されている要素が、本公開草案における修正案に基づき自己使用の例外を適用できる事例を不必要に限定することになることを懸念している。

### 質問 3—ヘッジ会計の要求事項

IFRS 第 9 号の修正案の 6.10.4 項から 6.10.6 項は、所定の要件が満たされる場合に企業が変動する名目数量の電力の予定取引をヘッジ対象に指定することを認め、ヘッジ手段の測定に用いるのと同じ数量の仮定を用いてヘッジ対象を測定することを認めるとしている。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案のどの側面に反対しているのかを明示されたい。その代わりに何を



提案するのか、また、その理由は何か。

18. 我々は、本公開草案の提案の方向性に同意する。なぜなら、我々はヘッジ会計の要求事項に関する修正案は、ヘッジ対象の名目数量が変動することにより、有効性の高い経済的なヘッジに対するヘッジ会計の適用が過度に制限されることを回避すると考えるからである。また、我々は、この修正により、本公開草案の範囲に含まれる再生可能電力に係る契約に関する企業のリスク管理活動の影響を財務諸表に反映できるようになると考えている。

#### 質問 4—開示要求

IFRS 第 7 号の修正案の第 42T 項から第 42W 項は、所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約が次のものに与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示することを企業に要求するとしている。

(a) 企業の財務業績

(b) 企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案のどの側面に反対しているのかを明示されたい。その代わりに何を提案するのか、また、その理由は何か。

19. 我々は、本公開草案で提案されている開示目的は、本公開草案の範囲に含まれる再生可能電力に係る契約を有する企業が財務諸表利用者に提供すべき情報の種類を理解するために十分に具体的なものとはなっていないと考える。
20. 我々は、本公開草案の範囲に含まれる再生可能電力に係る契約について販売者及び購入者が晒される将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の特徴は、多くのケースで、本公開草案の範囲に含まれない他の種類の契約と同様であると考えている。そのような他の種類の契約には、IFRS 第 9 号の 2.4 項に基づく自己使用の要求事項が適用されるデリバティブ契約、又は IFRS 第 9 号の 2.4 項に基づく自己使用の要求事項は適用されないがヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ契約が含まれる。
21. 我々は、そのような他の種類の契約に適用される IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」の既存の開示要求が、本公開草案の範囲に含まれる再生可能電力に係る契約にも適用されること

に留意する。このことは、再生可能電力に係る契約について必要と考えられる情報のほとんどは、既存の開示要求に従って提供される可能性が高いことを意味する。

22. このため、我々は、利用者が再生可能電力に関連する契約を理解するために特に必要とする将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する情報に着目して、IASB が具体的な開示目的を策定すべきと考える。より具体的には、我々は、追加的な開示要求が必要となる場合は、本公開草案の修正の適用により自己使用の要求事項が適用され、未履行契約として会計処理されるフィジカル PPA についてのみであると考えている。なぜなら、そのようなフィジカル PPA は、以下のとおりであると考えているためである。

(a) 購入者が、供給された電力を市場で売却することによって、再生可能電力に係る契約の公正価値から生じるキャッシュ・フローを実現する可能性がある。

(b) 当該契約はデリバティブとして会計処理されず、関連する開示も提供されない。

23. 同時に、我々は、契約全体の公正価値に関する開示を要求する IFRS 第 7 号第 42T 項 (b) において提案されている開示要求が、契約の経済的実質を表さない情報を提供することになることを懸念している。なぜなら、購入者が市場で売却する電力は、契約によって引き渡される電力の一部にすぎず、購入量全体における当該一部の合理的な見積りは、通常、困難であると考えられるためである。

24. 我々はむしろ、本公開草案の修正案を適用することにより自己使用の要件の対象となるフィジカル PPA については、例えば、企業が、当該報告期間における売却量、売却量が全体の購入量に占める割合、売却の理由及び売却が企業の予想される購入又は使用の必要に従ったものであるかどうかの判断等に関する情報を、主な契約条件と合わせて開示する方が、財務諸表利用者にとってより有用であると考えます。

25. 加えて、我々は、IFRS 第 7 号第 42U 項及び第 42V 項で提案されている、販売又は購入した電力の合計に対する当該契約の対象となっている再生可能電力の比率及び再生可能電力に係る契約が企業が消費した電力に係る企業のコストに与えた影響に関する開示要求については強く懸念している。なぜなら、別紙の第 20 項から第 22 項に示した開示目的に関する我々の検討を踏まえると、提案されている開示は開示目的に見合ったものとなっていないと考えるからである。我々は、そのような情報はサステナビリティ関連情報とみなされる可能性がより高く、注記を含め財務諸表に含まれる情報ではないと考える。

### (開示の集約レベル)

26. 我々は、多国籍企業においては、複数の法域で多様な契約条件での再生可能電力に係る契約を保有している場合があることを認識している。例えば、多国籍企業はある法域ではフィジカル PPA を締結し、別の法域ではバーチャル PPA を締結する可能性があり、再生可能電力の種類によっても契約条件が異なることも想定される。
27. 本公開草案では、契約ごとの情報を個別に開示する必要はないとされているが、情報の有用性を損なうことなく、開示の集約レベルをどのように決定するか追加的なガイダンスは提供されていない。IFRS 第 7 号における集約や分解に関連して適用される金融商品のクラスなどの分類は、必ずしも未履行契約又はデリバティブとして会計処理される再生可能電力に係る契約には馴染まないことが考えられることにも鑑み、開示の集約のレベルに関する一貫した判断の一助となる具体的なガイダンスを開発することが必要と考える。

#### 質問 7—発効日

本公開草案における提案に対するフィードバック次第で、IASB は修正を 2024 年第 4 四半期に公表することを目指している。IASB は、修正を適用するために必要な時間に関するインプットを入手する前に発効日を提案することはしなかった。

コメント提出者の見解では、2025 年 1 月 1 日以後開始する事業年度という発効日は適切で、修正案を適用する準備をするための十分な時間を提供するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、どのような発効日を提案するか、また、その理由は何か。

28. 我々は、2025 年 1 月 1 日以後開始する事業年度という発効日には同意しない。なぜなら、この提案は、企業に対して IFRS 会計基準の修正に係る通常の準備期間よりも短い期間で修正された基準を適用することを企業に要求することになると考えるからである。我々は、IASB が修正された基準の適用に向けて十分な準備期間を企業に与える一方で、早期適用を認めることで修正の適用を望む企業に対応すべきであると考え。

以 上